

つきましては、貴団体におかれましては、傘下の会員等の関係者に対し、下記を参照、活用いただき、情報が行き渡るよう広く周知いただくとともに、労働災害防止に向けたより一層の取組の推進を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 県内の労働災害の特徴と現況の周知について

過去10年間に発生した休業4日以上の死傷災害を分析した結果（別紙1参照）、以下の特徴が認められたため、別紙2～4を活用し、会員、関係者等へ周知いただきますようお願いします。

- ① 事故の型別で見ると、「転倒」による災害が全体の25%で最も多く、腰痛等の「動作の反動、無理な動作」（11%）も4番目に多い状況。
しかも転倒災害は64%が休業見込期間1月以上と重傷化の傾向が認められる。
- ② 転倒災害の特徴として、男性より圧倒的に女性の発生割合（62%）が高く、男性60歳以上の被災者数（45人）は30歳未満被災者数（15人）の3倍であるのに対し、女性60歳以上の被災者数（133人）は30歳未満被災者数（8人）の17倍と格段に高い発生率となっている。
- ③ 全死傷者数の中に占める高年齢労働者（60歳以上）の災害が増加しており、令和4年は全死傷災害の中で60歳以上が占める割合が31%の状況。このうち「転倒」が最も多く全体の35%を占める状況にあり、動作の反動、無理な動作（主に「腰痛」）については3番目に多く全体の11%を占める状況にある。

2 重点的に取り組んでいただきたい事項

（1）業界団体単位・協力企業単位での取組の促進

労働災害発生状況を把握・原因の分析を行い、発生状況に応じた労働災害防止の重点事項を定め、取り組まれるようお願いします。工場内や建設現場内、また複数施設を展開する法人においては、法人本社主導による協力業者を含めた組織全体での取組を促す周知をお願いします。

（3）転倒災害の防止

多発している転倒災害は、濡れた床面、段差、手すりのない階段などの設備面、走るなどの不注意な行動、加齢による運動機能の低下など、複合的な原因で発生します。このため、従業員の不注意ということで片付けることなく、設備面の改善、不注意な行動の防止、日頃からの運動を含めた職場での健康増進などの取組を、以下の6点を重点に従業員の方々の参画

のもので取り組むよう周知をお願いします。

- ① 4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）
- ② 危険の見える化（転倒の危険がある場所を分かりやすく表示する）
- ③ すべりにくい靴（耐滑性の高い防滑靴）の着用
- ④ 身体的能力のチェック
- ⑤ 体操・ストレッチによる体づくり
- ⑥ 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大するため、対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」の受診を勧奨

（4）腰痛災害の予防

転倒災害に加えて腰痛災害も多く発生していますので、（6）のウも活用いただき、腰痛予防にも取り組むよう周知をお願いします。

（5）職場における健康づくりや労働者に対する教育・研修等の場の活用

転倒災害や腰痛災害は労働者の作業行動や身体機能等の影響によるところも大きく、事業場における設備的対策のみでは十分に災害防止効果を発揮できないことがあります。このため、職場における健康づくりに関する取組や、労働者に対する教育や研修、業務ミーティング等の場も活用し、災害に遭いにくい健康な体づくりや災害に遭わないような作業行動を労働者一人ひとりが心がけるような機運醸成（意識改革）に取り組むよう周知をお願いします。

（6）労働災害防止の取組において活用いただけるツール等各企業において、重点項目に応じ以下のツールを活用願います。

ア 全般的な取組ツール等

- 「職場の危険の見える化」を行うための実践的なマニュアルで、ダウンロードが可能なイラストで構成される「職場の危険の見える化（小売業、飲食業、社会福祉施設）実践マニュアル」※他業種でも活用可能。

【掲載場所】<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/mieruka.pdf>

- 高年齢労働者の特性を考慮した対策「エイジフレンドリーガイドライン」

【掲載場所】<https://www.mhlw.go.jp/content/000691521.pdf>

- 高年齢労働者を雇用する事業者が、労働災害防止のために設備改善などを行った場合にその費用の一部を補助する補助金（エイジフレンドリー補助金）※令和5年度は受付終了。令和6年度申請を検討する。

【掲載場所】https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

- 厚生労働省 転倒予防・腰痛予防の取組

【掲載場所】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

イ 転倒災害防止の取組ツール等

- 厚生労働省 職場のあんぜんサイト 「身体的能力のセルフチェック」
【掲載場所】
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/tentou1501_14.html
 - 中央労働災害防止協会「転びの予防 体力チェック」
【掲載場所】<https://www.jisha.or.jp/order/korobi/>
 - 日本整形外科学会ロコモティブシンドローム予防啓発公式サイト
「ロコチェック」
【掲載場所】<https://locomo-joa.jp/check/lococheck>
 - 厚生労働省SAFEコンソーシアムポータルサイト
「毎日3分でできる 転びにくい体をつくる職場エクササイズ」
【掲載場所】<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/movie/>
 - 転倒防止に関するセミナー、教材、ツール集など（職場のあんぜんサイト「転倒災害防止対策の推進について」）
【掲載場所】
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>
 - 転倒予防体操動画（厚労省が研究者と協力して開発したもの）
【掲載場所】<https://www.youtube.com/watch?v=9jCi6oXS8IY>
 - 厚生労働省・日本安全靴工業会・日本プロテクティブスニーカー協会作成リーフレット「転倒予防のために適切な靴を選びましょう！」
【掲載場所】<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000838433.pdf>
- ウ 腰痛災害防止の取組ツール等
- 厚生労働省HP 腰痛予防対策
【掲載場所】https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31158.html
 - 厚生労働省「職場における腰痛予防対策指針及び解説」
 - 「事務作業スペースでのストレッチ」
 - 「車両運転等の作業でのストレッチ」
 - 「介護・看護作業等でのストレッチ」

【掲載場所】
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000034et4att/2r9852000034mtc1.pdf>

3 創意工夫による効果的な労働災害防止活動に係る好事例の収集と展開について

会員事業場等が実施される労働災害防止活動について、貴団体での好事例の収集と機関紙等による横展開を図っていただくようお願いします。好事例の展開に当たっては、職場の安全を応援する情報発信サイトである「職場のあんぜんサイト」（URL：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>）を積極的に活用

ください。

4 厚生労働省「SAFEコンソーシアム」への積極的な参画について

厚生労働省では、増加傾向にある労働災害の減少を目指して、令和4年6月に「SAFE (Safer Action for Employees) コンソーシアム」（活動体）を設立し、労働災害防止に向けた機運の醸成や行動変容のためにご協力いただけた全ての企業・団体等の皆様に、コンソーシアムへの参画を呼びかけています。（別紙5参照）

令和5年12月12日現在、県内企業13社（製造業1社、建設業5社、医療・福祉4社、その他3社）が加盟メンバーとなっています。加盟要件は「従業員のための安全衛生活動に取り組む意思があること」のみです。

加盟メリットは、ロゴマークの掲示や労働安全衛生への取組のPR、取組事例の共有や労働安全衛生水準の向上等です。

県内各業界の役員等が所属するリーディングカンパニーにおかれましては、率先して加盟いただき、県内労働災害防止を進めていただくようお願いいたします。

（URL：<https://safeconsortium.mhlw.go.jp>）

【別 紙】

別紙1 【宮崎県内】「転倒」・「腰痛」労働災害発生状況

別紙2 厚生労働省・宮崎労働局作成リーフレット（注意喚起用ミニポスター）「仕事中の転倒に要注意」

別紙3 転倒災害防止対策促進のための「事業者向けリーフレット」

別紙4 転倒災害防止対策促進のための「労働者向けリーフレット」

別紙5 SAFEコンソーシアム概要チラシ

お問い合わせ先	宮崎労働局労働基準部健康安全課 電話 0985-38-8835
---------	------------------------------------